

平成 29 年 11 月 6 日  
戦略企画部 秘書課

## **【取扱注意】**

### 三重県行幸啓等本部組織設置要綱（案）

#### （目的）

第1条 平成30年度全国高等学校総合体育大会に伴う行啓に関する事務を処理するため、三重県行幸啓等本部（以下「本部」という。）を設置する。

#### （組織）

第2条 行啓事務を分掌させるため、本部に次の部及び班を置く。

総務部	総務班、御説明班、奉送迎班、接伴班、台覧班、車両班、消防防災班、広報班、御視察・駐車場班
衛生部	医療救護班、防疫衛生班、食品衛生班、環境衛生班
土木部	土木班

#### （所掌事務）

第3条 部及び班の所掌事務は、別表のとおりとする。

#### （構成）

第4条 本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。
- 3 本部長には知事、副本部長には副知事及び危機管理統括監をあてる。
- 4 本部長は、関係機関の長の中から部長、副部長及び班長を指名する。
- 5 班長は、その属する機関の職員のうちから班員を指名する。
- 6 前項の規定にかかわらず、班長は班員の指名にあたり班の編成上必要が生じた場合に限り、本部長と協議のうえ当該班長の属する機関以外の機関から班員を指名することができる。
- 7 前2項に規定するほか、本部長は必要に応じ部付け及び班付け職員を指名することができる。

#### （職務）

第5条 本部長は、行啓に関する事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、部及び班の所掌事務を指揮監督する。
- 3 部長は、本部長の命をうけ部内の事務を掌理する。
- 4 副部長は、部長を補佐する。
- 5 班長は、部長の命をうけ班内の事務を掌理する。
- 6 班員は、班長の命をうけ担当事務に従事する。
- 7 前条第6項の規定により指名された職員は、上司の命をうけ特定の事務を掌理する。

#### （補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、行啓に関する事務の処理に関し必要な事項は本部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

この要綱は、第1条の目的を達成した年度末に廃止する。

別 表（第3条関係）

【三重県行幸啓等本部】

部	班	分掌事務
総務部	総務班	1. 行啓事務の総括に関すること。 2. 関係機関との連絡調整に関すること。 3. 行啓誌の作成に関すること。 4. 危機管理事案の連絡調整に関すること。 5. その他の各班に属さないこと。
	御説明班	1. 御説明に関すること。 2. 御機嫌奉伺帳に関すること。
	奉送迎班	1. 特別奉送迎に関すること。 2. 一般奉送迎に関すること。
	接伴班	1. お泊所に関すること。 2. 行啓関係者の宿泊に関すること。 3. お荷物に関すること。
	台覧班	1. 台覧に関すること。 2. お買上品に関すること。
	車両班	1. お召自動車に関すること。 2. お召自動車の選定及び配置に関すること。 3. 車両の調達及び整備に関すること。 4. 運転士その他車両に関すること。
	消防防災班	1. お泊所、御視察箇所等の防災に関すること。 2. 緊急待避に関すること。 3. 気象予報に関すること。
	広報班	1. 新聞発表、ラジオ及びテレビ放送に関すること。 2. 広報資料の収集及び整理に関すること。 3. 報道機関及び報道関係者との連絡調整に関すること。
	御視察・駐車場班	1. 御視察内容に関すること。 2. 御視察先との連絡調整に関すること。 3. 御視察先の駐車場の確保と管理に関すること。
衛生部	医療救護班	1. 医療救護に関すること。
	防疫衛生班	1. 防疫衛生に関すること。
	食品衛生班	1. 食品衛生等に関すること。
	環境衛生班	1. 環境衛生に関すること。
土木部	土木班	1. 土木整備等に関すること。

**【関係機関】**

議会事務局	・総務課	1. 行幸啓等本部関係事務との連絡調整に関すること。
教育委員会事務局	・全国高校総体推進課 ・平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県実行委員会事務局	1. 行幸啓等本部関係事務との連絡調整に関すること。
警察本部	・警備部警備第二課	1. 行幸啓等本部関係事務との連絡調整に関すること。